

○松川町若者定住住宅取得祝金交付要綱

平成 28 年 3 月 22 日

告示第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松川町への若者の移住定住を奨励祝福し、子育て支援、U I ター  
ンの促進、空き家対策及び地域の活性化を図るため、松川町若者定住住宅取得祝金(以  
下「祝金」という。)を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるもの  
とする。

(交付対象者)

第 2 条 この事業により祝金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものと  
する。

- (1) 申請時において満 45 歳以下の若者であること。
- (2) 松川町内に住宅を取得した者で、かつ当該住宅に住所を有し、定住する意思が  
認められること。
- (3) 区会及び自治会に加入し、地域活動に参加する意志が認められること。
- (4) 交付対象者及び交付対象者の同居親族が町税等を滞納していないこと。
- (5) 松川町暴力団排除条例(平成 24 年条例第 88 号-1)第 2 条に該当する者でない  
こと。

(対象住宅)

第 3 条 前条第 2 号に規定する対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するもの  
とする。

- (1) 新築・増築・改修・購入による住宅であること。
- (2) 所有権を有する住宅であること。

(祝金の額)

第 4 条 祝金の額は、1 戸 10 万円とする。

- 2 前項に規定する祝金の全額相当額は、マークンカード事業協同組合発行の商品券に  
より交付する。
- 3 別表中加算項目における加算要件のいずれかを満たす場合は、第 1 項に規定する祝  
金の額に 20 万円を加算する。

(申請)

第 5 条 祝金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、松川町若者定住  
住宅取得祝金交付申請書(様式第 1 号)を、取得の日から 1 年以内に町長に申請しな  
ければならない。

(交付決定)

第 6 条 町長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、申請内容を審査し、交付の適否を決定し、松川町若者定住住宅取得祝金(交付・不交付)決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知する。

(交付請求)

第 7 条 前条の規定による祝金の決定通知を受けた者が祝金の交付を請求しようとするときは、松川町若者定住住宅取得祝金交付請求書(様式第 3 号)を町長に提出しなければならない。

(祝金の返還)

第 8 条 祝金の交付を受けた者は、交付を受けた日から 1 年以内に松川町に住所を有しなくなったときは、既に交付を受けた祝金の全部を返還しなければならない。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表 (第 4 条関係)

加算項目	加算要件	加算額
① 子育て世帯	申請時点で、18 歳以下の同居する子ども (妊娠 22 週以降の胎児を含む。) がいる世帯	①から③いずれかに該当する場合 20 万円
② UI ターン者	申請時点で、町内に転入後 5 年以内の世帯	
③ 空き家情報バンク登録物件購入者	松川町空き家情報登録制度「空き家情報バンク」に登録のある家屋の購入者	

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。